

経済産業省 デジタル時代の人材政策に関する検討会
第3回 実践的な学びの場ワーキンググループ
議事概要

＜日 時＞ 令和4年1月25日（火）15:00～17:00
＜場 所＞ オンライン開催（Teams）みずほリサーチ&テクノロジーズ主催
＜出席者＞ 石原主査、小川委員、齊藤委員、白坂委員、三谷委員、山川委員

1) デジタル人材育成プラットフォームの検討について

事務局より、デジタル人材育成プラットフォームについて、説明が行われた。

2) 全体討議

【プラットフォーム全体について】

- プラットフォームの中核となるのはポータルサイトであるが、DXを推進するために必要な人材像やスキルの習得に対応する教育コンテンツを第1層～第3層の各層で提供することが、ポータルサイトの機能である。各層の入口はポータルサイト上に集約する。また、産業界からのフィードバックを反映させる仕組みも含めて、取組全体をプラットフォームと表現している。（事務局）
- プラットフォームの利用を促進するために、広報・PR施策が非常に重要である。また、学習者のインセンティブやマインドセットを醸成するための施策も重要である。

【スキル標準について】

- DXを推進するために必要な人材像やスキルを「スキル標準」として定義する。スキル標準は、デジタル領域のスキルを共通言語化するためのものと位置付けている。スキル標準の産業界における有用性は、今後しっかりと確認したい。（事務局）
- スキル標準が定義されることで、DXに必要な人材やスキルの全体像を俯瞰することが可能になる。教育コンテンツを提供する事業者にとっては、自社のコンテンツがどのように位置づけられるのかという指標として活用できる。精緻なものでなくても、まずは全体像を示すことに意義がある。

【デジタルバッジについて】

- 受講者が習得したスキルの証明としてではなく、講座の修了に対してデジタルバッジを発行した方がよいのではないかと。本人だけでなく所属企業側もバッジの獲得が受講のインセンティブとなるため、受講修了後すぐに発行することが重要ではないかと。

- 変革を担うような人材がスキルを習得したかどうかの判断は非常に難しいため、第2層や第3層では、受講を修了した段階でバッジを付与してもよいのではないかと。
- 第1層におけるスキルや能力の証明と、第3層の修了証明の意味は異なる。第3層は過去の業務実績を含む内容であることを考慮に入れてデジタルバッジの活用方法を検討すべきではないかと。
- デジタルバッジを発行する場合は、ポータルサイト自体が発行するのではなく、各教育コンテンツ提供事業者が発行することを想定している。デジタルバッジは非常に重要であると考えているが、具体的にどのように活用するのかについては、今後さらに検討を行いたい。(事務局)

【ポータルサイト上での個人情報の取り扱いについて】

- ポータルサイト上で個人情報を管理することは、現段階では想定していない。(事務局)
- ポータルサイト上で受講者のIDを管理し、各受講者の学習履歴が保存できると便利なのではないかと。
- 学習効果を向上させるなどの明確な目的があれば、ポータルサイト上で個人情報を取得することに問題はないのではないかと。

【プラットフォームの第1層について】

- これからデジタル分野を学習したいと考えている初級者は、第1層でどの講座を受講すべきか、よく分からないのではないかと。
- 学習者がどこから取り組むべきか迷わないように、ある程度のラーニングパスの指針は、国が示しても良いのではないかと。
- 現在、第1層として想定されている仕組みでは、国として必要な人材が確保できたかどうかという点が検証できないのではないかと。どのような人材に対してどのような教育を受けさせたいかという目標も含めて、もう少し国が踏み込んで提示しても良いのではないかと。

【プラットフォームの第2層・第3層について】

- 第3層では、受講者を全国各地の中小企業に受け入れていただくことを想定している。そのために、全国の中小企業が抱える課題を整理し、受入企業をコーディネートする地域機関に対する支援を行いたい。また、ポータルサイト上では、地域の中小企業の現場で学びたい人材を募集してマッチングを行いたい。(事務局)
- 第3層のプログラムは、誰がどのように作成するのか。
 - 実課題は企業から提供していただく。現場で学びたい人材と人材を受け入れたい中小企業のコーディネートは受託事業者が行うことを想定している。(事務局)
- 第3層に参加する全国の中小企業は、自社が抱える課題をどのようにポータルサイト

に登録するのか。

- 中小企業の課題をポータルサイト上に掲載することは想定していない。学びたい人材がエントリーした後、受入企業の一覧から自身の関心のある企業を選択してもらい、マッチングすることを想定している。(事務局)
- その想定では、人材育成だけが目的であり、中小企業の課題解決は主な目的とされていないという印象を受ける。
- 成功を前提とした無料のコンサルティングではなく、あくまで人材育成が目的であることを企業側にも理解してもらうことが重要である。
- あくまで目的は人材育成であることを明確にしていきたい。受入企業の期待値のコントロールなどについては、コーディネーターの役割が重要となる。第3層の取組を通じて中小企業側でも得られる成果はあるため、人材と企業の双方のニーズを満たせるのではないかと考えている。(事務局)
- 第2層・第3層の受託事業者1社がコンテンツの作成と案件組成した事業をコントロールし、実施するという想定なのか。
 - 受託事業者が全てを作り上げるのではなく、企業と人材をマッチングするコーディネーターやサポーターの存在も必要であると考えている。(事務局)
- 第2層・第3層については、初期段階は事業者も少なく、国の関与も必要であると理解しているが、第2層・第3層についても、民間事業者が増えて自走化が可能になった段階でポータル化し、コーディネーションも含めて事業者に任せるべきではないか。

【教える側の人材の育成について】

- 第3層のコーディネーターのほか、第2層でもキュレーターやサポーターなどの教える側の人材育成を同時並行で行う必要がある。
 - 教育を行う側や受託事業者側にもノウハウが必要である。取組を通じて横展開できるような知見を蓄積し、普及していきたい。(事務局)
- 修了者のコミュニティを形成することも重要である。実践的な学習においては、モチベーションの維持が難しいことがあるため、悩みを仲間や経験者に相談できるコミュニティを効果的に活用する必要がある。そのためには、コミュニティを適切にサポートできる人材の役割が重要となる。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 情報技術利用促進課 (IT イノベーション課)

電話 : 03-3501-2646